

史跡「月ノ木貝塚」の追加指定について

国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、令和6年6月24日（月）に開催された同審議会分科会の審議・議決を経て、中央区仁戸名町に所在する史跡「月ノ木貝塚」の追加指定について、文部科学大臣に答申されましたので、お知らせします。

この結果、官報告示を経て、月ノ木貝塚の指定地面積は、17,920.77㎡となります。

1 趣旨・経緯

史跡「月ノ木貝塚」は、縄文時代中期から後期にかけて形成された大型貝塚を伴う集落遺跡で、昭和53（1978）年3月に国の史跡に指定されました。

今回追加指定される予定の場所は、平成3年の発掘調査により貝塚が良好に残存していることが確認された範囲が含まれており、既指定地と併せて今後の整備・活用を図る上で重要です。

2 経過

令和6年2月 2日 追加指定の意見具申書を文部科学大臣宛てに提出

6月24日 追加指定の答申

官報告示後、追加指定 ※時期未定

（631.58㎡の追加により計17,920.77㎡）

3 対象地（別紙参照）

（1）所在地

千葉市中央区仁戸名町287番3外

（2）指定年月日

昭和53（1978）年3月16日（文部省告示第46号）

（3）これまでの追加指定年月日

平成14（2002）年3月19日（文部科学省告示第43号）

平成18（2006）年7月28日（文部科学省告示第118号）

4 答申の概要

千葉県中央部に所在する、縄文時代中期から後期に形成された大型貝塚を伴う集落遺跡。東西150m、南北200mの範囲に馬蹄形に広がる貝塚が良好に残存する。出土した動物遺体は当時の生業を知る上で重要。今回、遺跡北方の斜面部を追加指定する。

＜参考＞今回の文化審議会の答申（史跡名勝天然記念物の指定等）の内容

新指定は特別史跡 1 件、史跡名勝天然記念物 1 2 件、登録記念物の新登録 3 件および重要文化的景観の新選定 1 件。

特別史跡は官報告示後 6 4 件。（加曽利貝塚は 6 2 件目）

月ノ木貝塚の追加指定のほか、千葉県内の新指定等はありません。